

報告第9号

平成21年度決算に基づく天理市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく天理市健全化判断比率を次のとおり報告する。

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.87)	— (17.87)	9.5 (25.0)	88.1 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表す。
- 2 括弧内は、早期健全化基準を表す。

平成22年9月6日提出

天理市長 南 佳 策

天 監 委 第 21 号

平成22年 8 月25日

天理市長 南 佳 策 様

天理市監査委員 別 所 矩 佳

同 梅 崎 浩 充

同 山 本 治 夫

平成21年度一般会計等財政健全化審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成21年度一般会計等財政健全化（健全化判断比率）について審査しましたので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

平成21年度一般会計等財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成22年7月28日から平成22年8月25日

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	-	-	12.87	
②連結実質赤字比率	-	-	17.87	
③実質公債比率	9.5	9.2	25.0	
④将来負担比率	88.1	91.5	350.0	

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、実質収支が黒字であり、算定されない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であり、算定されない。

③ 実質公債比率について

実質公債比率は9.5%となっており、早期健全化基準を下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は88.1%となっており、早期健全化基準を下回っている。